

府中市墓地等の経営の許可等に関する条例

平成24年3月30日

条例第7号

目次

第1章 総則（第1条～第3条）

第2章 事前手続等（第4条～第10条）

第3章 墓地等の経営の許可等

第1節 墓地等の経営の許可等の手続（第11条～第14条）

第2節 墓地等の経営の許可等の基準（第15条～第20条）

第4章 墓地等の経営に係る責務（第21条～第23条）

第5章 雑則（第24条～第26条）

付則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「法」という。）第10条に規定する墓地、納骨堂又は火葬場（以下「墓地等」という。）の経営の許可等に関し必要な事項を定めることにより、墓地等の経営の適正化及び墓地等と周辺環境との調和を図り、もって公衆衛生その他公共の福祉の確保に寄与することを目的とする。

（用語）

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

2 第3章第2節において使用する用語は、前項の規定によるほか、建築基準法（昭和25年法律第201号）において使用する用語の例による。

（墓地等の経営主体）

第3条 墓地等を経営しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。ただし、特別の理由がある場合であって、市長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。

(1) 地方公共団体

(2) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第4条第2項に規定する宗教法

人で、事務所を市内に有し、かつ、その事務所について宗教法人法に基づく登記をした日の翌日から起算して当該宗教法人が行う第11条第1項又は第2項の規定による申請(以下「経営の許可等の申請」という。)の日までの期間が規則で定める期間を経過しているもの(以下「宗教法人」という。)

- (3) 墓地等を経営することを目的とする公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第2条第3号に規定する公益法人で、事務所を市内に有し、かつ、その事務所について一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)に基づく登記をした日の翌日から起算して当該公益法人が行う経営の許可等の申請の日までの期間が規則で定める期間を経過しているもの

第2章 事前手続等

(申請前の協議)

第4条 第11条第1項の規定による申請又は同条第2項の規定による申請(墓地の区域又は墳墓を設ける区域の拡張に係る申請に限る。)をしようとする者(以下「申請予定者」という。)は、当該申請に係る計画(以下「墓地等の計画」という。)について、市長と協議を行わなければならない。

2 申請予定者は、前項の規定により協議を行うときは、あらかじめ規則で定める協議書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の規定により協議を行ったときは、申請予定者に対して、必要な指導及び助言を行うことができる。

(標識の設置)

第5条 申請予定者は、前条第2項の協議書を提出したときは、墓地等を設置しようとする区域又は拡張しようとする墓地の区域若しくは墳墓を設ける区域(以下これらを「建設予定地」という。)の周辺の土地又は建築物の所有者及び使用者に対し墓地等の計画についての周知を図るため、規則で定めるところにより、建設予定地の見やすい場所に標識を設置しなければならない。

2 申請予定者は、前項の規定により標識を設置したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(説明会の開催等)

第6条 申請予定者は、墓地等の計画について、建設予定地の敷地境界線から水平距離がおおむね100メートル（当該墓地等の計画が火葬場に係るものの場合にあっては、おおむね250メートル）以内の範囲の土地又は建築物の所有者及び使用者並びにこれらの者を構成員に含む地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する団体（以下これらを「近隣住民等」という。）に対し、規則で定めるところにより、説明会を開催しなければならない。

2 申請予定者は、前項の説明会を開催したときは、速やかにその経過の概要等を市長に報告しなければならない。

3 申請予定者は、近隣住民等に対し、第1項の規定により説明会を開催するほか、墓地等の計画についての周知を図るため、当該墓地等の計画に係る資料の送付その他必要な措置を講ずるものとする。

（近隣住民等の意見の申出等）

第7条 近隣住民等は、墓地等の計画について、次に掲げる事項に関し意見があるときは、規則で定めるところにより、市長に申し出ることができる。

(1) 公衆衛生その他公共の福祉の見地から考慮すべき事項

(2) 構造設備と周辺環境との調和に関する事項

(3) 建設工事の方法等に関する事項

2 前項の規定による申出に正当な理由があると市長が認めるときは、申請予定者は、近隣住民等と協議を行わなければならない。この場合において、申請予定者は、近隣住民等の理解を得るよう努めるものとする。

3 申請予定者は、前項の規定により近隣住民等との協議を行ったときは、速やかにその協議の結果を市長に報告しなければならない。

（工事着手の時期）

第8条 申請予定者は、第4条から第6条まで並びに前条第2項及び第3項の規定による手続（以下「事前手続」という。）を経た後に、墓地等の計画に係る工事に着手するものとする。

（勧告）

第9条 市長は、申請予定者が事前手続を適正に行っていないと認めるときは、

申請予定者に対して、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(公表)

第10条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

第3章 墓地等の経営の許可等

第1節 墓地等の経営の許可等の手続

(経営の許可等の申請)

第11条 墓地等の経営の許可を受けようとする者は、市長に申請しなければならない。

2 現に墓地等を経営する者のうち、墓地の区域、墳墓を設ける区域若しくは納骨堂若しくは火葬場の施設の変更又は墓地等の廃止の許可を受けようとするものは、市長に申請しなければならない。

3 前2項の規定による申請(前項の規定による申請にあつては、墓地の区域又は墳墓を設ける区域の拡張に係るものに限る。)は、事前手続を経た後でなければ行うことができない。ただし、市長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、事前手続の全部又は一部を省略することができる。

(工事完了の届出)

第12条 経営の許可等の申請をした者は、当該申請に係る工事が完了したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(経営の許可等)

第13条 市長は、前条の規定による届出(墓地等の廃止に係るものを除く。)があつた場合において、当該届出に係る墓地等が次節に規定する基準に適合し、かつ、その経営に関し安定性及び持続性があると認めるときは、経営の許可等の申請について許可するものとする。

2 市長は、第11条第2項の規定による墓地等の廃止に係る申請があつた場合において、適当と認めるときは、当該申請について許可するものとする。

3 市長は、前2項の規定による許可に際して、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要な条件を付けることができる。

(みなし許可に係る届出)

第14条 法第11条第1項又は第2項の規定により墓地又は火葬場の新設、変更又は廃止の許可があったものとみなされるときは、その墓地又は火葬場の経営者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

第2節 墓地等の経営の許可等の基準

(墓地の設置場所)

第15条 墓地の設置場所は、次に掲げる基準に適合しなければならない。

- (1) 墓地を經營しようとする者(地方公共団体を除く。)が所有する土地(共有者の持分があるものを除く。)で、所有権以外の権利が存在しないものであること。
- (2) 高燥であり、かつ、地下水等を汚染するおそれのない土地であること。

(墓地の構造設備基準)

第16条 墓地の構造設備は、次に掲げる基準に適合しなければならない。ただし、第4号から第7号までに掲げる基準にあっては、市長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 敷地境界に、障壁又は密植した樹木の垣根を設けること。
- (2) アスファルト、コンクリート、石等堅固な材料を用いた、規則で定める幅員の通路を設けること。
- (3) 雨水、汚水等を適切に排水する排水路を設けること。
- (4) 管理事務所、ごみ集積設備、給水設備、便所及び規則で定める基準を満たす駐車場を設けること。
- (5) 規則で定める基準を満たす緑地を設けること。
- (6) 墓地の区域に隣接する住宅、学校、保育所、病院、事務所、店舗等(以下「住宅等」という。)の敷地と墳墓を設ける区域との間に、規則で定める基準を満たす緩衝帯を設けること。
- (7) 墓地及び駐車場の出入口が規則で定める幅員の道路に接していること。

(納骨堂の設置場所)

第17条 納骨堂の設置場所は、次に掲げる基準に適合しなければならない。

- (1) 納骨堂を經營しようとする者(地方公共団体を除く。)が所有する土地(共有者の持分があるものを除く。)で、所有権以外の権利が存在しないものであ

ること。

- (2) 寺院、教会等の礼拝の施設又は火葬場の敷地内にあること（宗教法人が経営しようとする場合に限る。）

（納骨堂の構造設備基準）

第18条 納骨堂の構造設備は、次に掲げる基準に適合しなければならない。

- (1) 壁、柱、はりその他の主要構造部が耐火構造であること。
- (2) 床面は、コンクリート、タイル、石等堅固な材料を用いること。
- (3) 納骨堂の設備は、不燃材料を用いること。
- (4) 換気設備を設けること。
- (5) 出入口及び窓に、防火戸を設けること。
- (6) 出入口、窓及び納骨装置が施錠できる構造であること。ただし、納骨装置の存する場所への立入りが納骨堂の管理者に限られているときは、納骨装置については、この限りでない。

（火葬場の設置場所）

第19条 火葬場の設置場所は、住宅等の敷地境界線から水平距離がおおむね250メートル以上離れていなければならない。

- 2 火葬場の施設を増築し、又は改築する場合その他特別の理由がある場合で、市長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、前項の規定は、適用しない。

（火葬場の構造設備基準）

第20条 火葬場の構造設備は、次に掲げる基準に適合しなければならない。

- (1) 敷地境界に、障壁又は密植した樹木の垣根を設けること。
- (2) 出入口に、門扉を設けること。
- (3) 火葬炉は、5基以上設けること。ただし、地方公共団体が経営しようとする火葬場については、この限りでない。
- (4) 火葬炉に、防じん・防臭の機能を有する装置を設けること。
- (5) 収骨室及び遺体保管室を設けること。
- (6) 収骨容器等を保管する施設を設けること。
- (7) 残灰庫を設けること。

- (8) 管理事務所、待合室及び便所を設けること。
- (9) 規則で定める基準を満たす駐車場を設けること。ただし、市長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。

第4章 墓地等の経営に係る責務

(焼骨以外の埋蔵等の禁止)

第21条 墓地の経営者は、焼骨のほかは埋蔵又は埋葬をさせてはならない。ただし、市長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。

(無縁の焼骨等の保管等)

第22条 墓地又は納骨堂の経営者は、無縁の焼骨等を発掘し、又は収容したときは、これらを当該墓地又は納骨堂の一定の場所に保管しなければならない。

2 前項の場合において、墓地又は納骨堂の経営者は、焼骨等の発掘又は収容の場所及び年月日その他必要な事項を記録しておかなければならない。

(管理者の講ずべき措置)

第23条 墓地等の管理者は、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 墓石が倒壊し、又はそのおそれがあるときは、速やかに安全対策を施すこと。
- (2) 納骨堂又は火葬場の施設が破損し、又はそのおそれがあるときは、速やかに修復等を行うこと。
- (3) 墓地等を常に清潔に保つこと。
- (4) 墓地等においては、何人に対しても、死者又はその遺族に対して礼を失する行為をさせないこと。

第5章 雑則

(申請事項変更の届出)

第24条 墓地等の経営者は、経営の許可等の申請に係る事項のうち規則で定める事項に変更が生じたときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(立入調査)

第25条 市長は、墓地又は納骨堂の経営者又は管理者の協力を得て、この条例

の施行に必要な限度において、その職員に、墓地又は納骨堂に立ち入り、その施設、帳簿、書類その他の物件を調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、規則で定めるその身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第26条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日(次項において「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 施行日前に、墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例(昭和59年東京都条例第125号)第4条第1項又は第2項の規定により東京都知事に対して行った府中市の区域内における墓地等の経営の許可又は墓地の区域、墳墓を設ける区域若しくは納骨堂若しくは火葬場の施設の変更の許可の申請で、施行日において地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号)附則第17条第1項の規定により市長に対する申請とみなされるものに係る第13条第1項の規定の適用については、同項中「次節に規定する基準に適合し、かつ、その経営に関し安定性及び持続性がある」とあるのは、「墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例(昭和59年東京都条例第125号)に規定する基準に適合する」とする。

(府中市地域まちづくり条例の一部改正)

3 府中市地域まちづくり条例(平成15年9月府中市条例第18号)の一部を次のように改正する。

目次中「第2節 大規模開発事業の手続(第23条~第29条)」を

「第2節 大規模開発事業の手続(第23条~第29条)

第3節 墓地の設置の手続(第29条の2・第29条の3)」

に、

「第29条の2」を「第29条の4」に改める。

第2条第2項第4号中「、建築基準法」を「及び建築基準法」に改め、「及び墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第2条第5項に規定する墓地の設置（以下「墓地の設置」という。）」を削り、同項第5号中「（当該開発事業が墓地の設置の場合にあっては、100メートル）」を削る。

第17条第1項第6号を削り、同条第3項中「（第1条第6号の墓地の設置に係る事前協議書にあっては、墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例（昭和59年東京都条例第125号）第16条第1項の規定による標識の設置を行う前）」を削る。

第23条第1項第1号中「（当該開発区域における開発事業が墓地の設置の場合にあっては、2,000平方メートル）」を削る。

第25条第2項中「前項の期間」を「同項に規定する期間」に改める。

第5章の2中第29条の2を第29条の4とする。

第5章に次の1節を加える。

第3節 墓地の設置の手續

（墓地の設置に係る事前協議）

第29条の2 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第2条第5項に規定する墓地（以下「墓地」という。）を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、市長と事前協議をしなければならない。

2 市長は、あらかじめ市の区域内における墓地の設置に関する基本的な考え方を定め、これをもって前項の事前協議に応じるものとする。

（大規模墓地事業者による市民の意見聴取等の実施義務等）

第29条の3 面積が2,000平方メートル以上の墓地を設置しようとする者（以下「大規模墓地事業者」という。）は、当該墓地の設置がその設置しようとする区域の周辺のまちづくりに与える影響を把握するとともに、その影響の内容を踏まえ、当該区域の周辺の市民に対して墓地の設置に係る適切な対応を図るため、市民の意見聴取、市民への説明等（以下「市民の意見聴取等」という。）を実施しなければならない。

2 大規模墓地事業者は、市民の意見聴取等を実施しようとするときは、規則で定めるところにより、墓地の設置に係る基本事項を記載した土地利用構想

を市長に届け出なければならない。

- 3 市長は、大規模墓地事業者による市民の意見聴取等が円滑かつ着実に実施されるために必要な措置を講ずるものとする。
- 4 第24条から第28条までの規定は、前3項の場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第24条第1項	前条	第29条の3第2項
第24条第2項	大規模開発事業者	大規模墓地事業者
	前項	第29条の3第4項において準用する前項
	前条	第29条の3第2項
	同条	同項
	開発区域	墓地を設置しようとする区域
第24条第3項	大規模開発事業者	大規模墓地事業者
	前項	第29条の3第4項において準用する前項
第25条第1項	大規模開発事業	面積が2,000平方メートル以上の墓地の設置
	前条第1項	第29条の3第4項において準用する前条第1項
第25条第2項	前項	第29条の3第4項において準用する前項
	大規模開発事業者	大規模墓地事業者
第26条第1項	大規模開発事業者	大規模墓地事業者
	前条第2項	第29条の3第4項において準用する前条第2項
第26条第2項	前項	第29条の3第4項において準用する前項
第27条第1項	第24条第3項	第29条の3第4項において準用する第24条第

		3項
	第25条第1項	第29条の3第4項において準用する第25条第1項
	前条第1項	第29条の3第4項において準用する前条第1項
第27条第2項	大規模開発事業者	大規模墓地事業者
	前項	第29条の3第4項において準用する前項
第27条第3項	前2項	第29条の3第4項において準用する前2項
第28条第1項	大規模開発事業者	大規模墓地事業者
	第23条第2項	第29条の3第2項
第28条第2項	第24条から前条まで	第29条の3第4項において準用する第24条から前条まで
	前項	第29条の3第4項において準用する前項
	大規模開発事業者	大規模墓地事業者

第30条第1項中「開発事業者又は」を「開発事業者、」に改め、「移転しようとする者」の次に「又は大規模墓地事業者」を加え、同項第8号中「第23条第2項」の次に「又は第29条の3第2項」を加え、同項第9号中「第24条第2項」及び「同条第3項」の次に「(第29条の3第4項において準用する場合を含む。)」を加え、同項第10号中「第26条第1項」の次に「(第29条の3第4項において準用する場合を含む。)」を加え、同項第11号中「第27条第2項」の次に「(第29条の3第4項において準用する場合を含む。)」を加え、同項第12号中「第28条第1項」の次に「(第29条の3第4項において準用する場合を含む。)」を加える。

第32条中「第29条」を「第29条の3」に改める。